

## 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（11 月～1 月）

### 1 検査対象品目

岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物

### 2 検査対象区域

検査対象品目ごとに設定

### 3 検査の頻度

週 1 回程度

### 4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

- (1) 大豆 県が実施した空間放射線量率調査の最大値（地上 1 m）が  $0.1\mu\text{Sv}/\text{時}$ （小数点以下第 2 位を四捨五入した値）を超える市町村（以下「特定市町村」という。）及びその他の地域（各農業協同組合の区域ごと）を対象として、出荷時期前に調査を実施。
- (2) 果樹 主要な果樹について、主要産地市町村及び特定市町村を対象として、出荷時期前に調査を実施。
- (3) 畜産物 原乳について、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象として調査を実施。  
豚・鶏・鶏卵について、主要産地市町村を対象として調査を実施。
- (4) 特用林産物 主要な特用林産物について、主要産地市町村を対象として、出荷時期前に調査を実施。
- (5) 水産物 本県沖海域で漁獲される主要な回遊性魚種及び沿岸性魚種について、本県沖海域を対象として、漁獲時期に月 1 回調査を実施。

(注) 米、麦、野菜は計画期間に収穫期が該当しないことから今計画では検査対象外。

### 5 検査計画

別紙のとおり。

